

(資料2)

「日本銀行による金融市場インフラに対するオーバーサイトの基本方針（案）」と現行方針の対照表

- この対照表は、「日本銀行による金融市場インフラに対するオーバーサイトの基本方針（案）」（資料1）について、2010年5月に公表した「決済システムに対する「オーバーサイト」の基本方針」および「オフショア円決済システムに対する「オーバーサイト」の基本方針」からの変更点を表したものです。
- 現行方針の記述を修正した箇所には下線を付しています。
- 現行方針に無い記述を新設した箇所には、「（新設）」と表記しています。
- 現行方針の記述の一部を移設したうえで修正した箇所には、「（章・節の以下の記述を移設・修正）」と表記したうえで、該当する記述を括弧内に引用しています。
- 現行方針の記述を削除した箇所には、「（削除）」と表記しています。
- 現行方針の記述に変更を加えていない箇所には、「（不変）」と表記しています。

以 上

改訂案	現行
<p><u>日本銀行による金融市場インフラ</u>に対するオーバーサイトの基本方針 (案)</p> <p>(目次)</p> <p>1. はじめに</p> <p>2. <u>金融市場インフラ</u>とは</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(1) 金融市場インフラ</u>とは</p> <p><u>(2) 金融市場インフラとシステミックリスク</u></p> <p><u>(3) 安全性と効率性の確保</u></p> <p>3. 中央銀行の機能とオーバーサイト</p> <p>(1) 決済手段の提供と決済システムの運営</p> <p>(2) <u>中央銀行による</u>オーバーサイトとは</p> <p>(3) <u>中央銀行が</u>オーバーサイトを行う理由</p>	<p><u>決済システム</u>に対する「<u>オーバーサイト</u>」の基本方針</p> <p>(目次)</p> <p>1. はじめに</p> <p>2. 「<u>決済システム</u>」とは</p> <p><u>(1) 「決済」とは</u></p> <p><u>(2) 「決済システム」とは</u></p> <p><u>(3) 資金決済とシステミックリスク</u></p> <p><u>(4) 安全性と効率性の確保</u></p> <p>3. 中央銀行の機能とオーバーサイト</p> <p>(1) 決済手段の提供と決済システムの運営</p> <p>(2) 「<u>オーバーサイト</u>」とは</p> <p>(3) オーバーサイトを行う理由</p>

改訂案	現行
<p><u>(4) 日本銀行の機能とオーバーサイト</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>4. オーバーサイトの対象範囲</u></p> <p>(1) 対象範囲</p> <p>(2) 国内に所在する外貨の<u>金融市場インフラ</u>の取扱い</p> <p><u>(5. (2) に移設・修正)</u></p> <p><u>5. オーバーサイトの具体的な活動</u></p> <p><u>(1) オーバーサイトのプロセス</u></p> <p><u>(2) システミックな重要性に応じたオーバーサイト</u></p> <p><u>(3) オーバーサイトの着眼点</u></p> <p><u>(4) 関係当局等との協力</u></p>	<p><u>4. 日本銀行の機能とオーバーサイト</u></p> <p><u>(1) 決済手段の提供と決済システムの運営</u></p> <p><u>(2) 日本銀行の目的との関係</u></p> <p><u>(3) 民間決済システムとの協力</u></p> <p><u>(4) 海外中央銀行との協力</u></p> <p><u>5. オーバーサイトの対象範囲</u></p> <p>(1) 対象範囲</p> <p>(2) 国内に所在する外貨の<u>決済システム</u>の取扱い</p> <p><u>(3) システミックな影響の大きさに応じたオーバーサイト</u></p> <p><u>6. オーバーサイトの具体的な活動</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改訂案	現行
<u>6. 海外の円貨関連金融市場インフラに対するオーバーサイト</u> <u>(1) 国際協調オーバーサイトの尊重</u> <u>(2) 国内円決済への影響の大きさに応じたオーバーサイト</u> <u>7. 活動実績の公表</u> <u>8. おわりに</u>	<u>7. 国際協調オーバーサイト</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>8. 活動実績の公表</u> <u>9. おわりに</u>

改訂案	現行
<p>1. はじめに</p> <p>日本銀行は、主要国の中央銀行と同様に、<u>金融市場インフラ (Financial Market Infrastructure)</u> に対するオーバーサイトを行い、わが国<u>金融市場インフラ</u>全体の安全性と効率性の確保に努めている。</p>	<p>1. はじめに</p> <p>日本銀行は、主要国の中央銀行と同様に、<u>民間決済システム</u>に対するオーバーサイトを行い、わが国<u>決済システム</u>全体の安全性と効率性の確保に努めている。</p>
<p><u>金融市場インフラとは、資金決済システム、証券集中保管機関、証券決済システム、清算機関および取引情報蓄積機関を指し¹、多数の参加者が関与するもとで、数多くの金融取引の清算・決済・記録を集中的に処理することを通じ、当該金融市場インフラがサービスを提供する市場の機能を強化し、金融システムの安定を確保するうえで不可欠な役割を果たしている。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>中央銀行によるオーバーサイト²とは、中央銀行が、各種金融市場インフラの制度設計やリスク管理体制、運営状況等をモニタリングし、その安全性と効率性を評価するとともに、必要に応じて改善に向けた働きかけを行うこと</u>をいう³。<u>中央銀行によるオ</u></p>	<p>オーバーサイト¹とは、各種<u>民間決済システム</u>の制度設計やリスク管理体制、運営状況等をモニタリングし、その安全性と効率性を評価するとともに、必要に応じて改善に向けた働きかけを行うことである。オーバーサイトは、中央銀行が<u>決済システム</u>の関</p>

改訂案	現行
<p>オーバーサイトは、中央銀行が<u>金融市場インフラ</u>の関係者との間で共通の理解を形成し、改善に向けた取組みを協力して行うことで、個々の<u>金融市場インフラ</u>ひいては<u>一国の金融市場インフラ</u>全体の安全性と効率性の確保を目的とするものである。</p>	<p>係者との間で共通の理解を形成し、改善に向けた取組みを協力して行うことで、個々の<u>決済システム</u>ひいては<u>わが国決済システム</u>全体の安全性と効率性の確保を目的とするものである。</p>
<p>日本銀行は、2002年9月、「決済の分野における日本銀行の役割——決済手段・決済システムの提供とオーバーサイト——」を公表し、その中で日本銀行によるオーバーサイトの基本的な方針や活動の概要を明らかにした。その後、わが国では証券取引等にかかる新たな決済システムが複数設立され、各種証券決済にかかるペーパーレス化や資金・証券の同時受渡しの進展など、決済システムの改善が数多く図られるとともに、国内外における決済システム間の相互依存も一段と強まった。また、2008年9月の米国リーマン・ブラザーズ・ホールディングスの破綻をきっかけに、国内外において決済システムの安全性確保に向けたさらなる取組みが進展し、政府においても、決済に関する法整備等が進められた。</p>	<p>日本銀行は、2002年9月、「決済の分野における日本銀行の役割——決済手段・決済システムの提供とオーバーサイト——」を公表し、その中で日本銀行によるオーバーサイトの基本的な方針や活動の概要を明らかにした。その後の<u>動向をみると</u>、わが国では証券取引等にかかる新たな決済システムが複数設立される<u>とともに</u>、各種証券決済にかかるペーパーレス化や資金・証券の同時受渡し<u>の</u>進展など、決済システムの改善が数多く図られてきた。<u>同時に</u>、国内外における決済システム間の相互依存も一段と強まっている。また、2008年9月の米国リーマン・ブラザーズ・ホールディングスの破綻をきっかけに、国内外において決済システムの安全性確保に向けたさらなる取組みが進展している。政府においても、決済に関する法整備等が進められている。</p>

改訂案	現行
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>この間、日本銀行は上述の新たな決済システムに対するオーバーサイトを開始してきた。また、リーマン・ブラザーズ証券（日本法人）が破綻した際の経験などを踏まえ、わが国決済システム全体の一層の安全性確保に向けた課題につき関係者と認識の共有を図るとともに、決済システムの運営者や参加者による改善に向けた取組みを支援するなどのオーバーサイト活動を行ってきた。</u></p>
<p><u>こうした環境変化や、この間の日本銀行におけるオーバーサイト活動を踏まえ、日本銀行は、オーバーサイトの目的や活動方針について一段の明確化を図る趣旨から、2010年5月に上記2002年9月の公表資料「決済の分野における日本銀行の役割」を改訂し、「決済システムに対する「オーバーサイト」の基本方針」および「オフショア円決済システムに対する「オーバーサイト」の基本方針」を公表した。</u></p>	<p><u>本稿は、こうした最近の環境変化を踏まえ、オーバーサイトの目的や活動方針について一段の明確化を図る趣旨から、上記2002年9月の公表資料「決済の分野における日本銀行の役割」を改訂するものである。</u></p>
<p><u>その後、2012年4月に、BIS支払・決済システム委員会⁴と証券監督者国際機構では、決済システムを対象とする従前の国際</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改訂案	現行
<p><u>基準⁵を包括的に見直し、「金融市場インフラのための原則」⁶を公表した。同原則は、各国の中央銀行、監督者その他の関係当局（以下、「関係当局等」）に対し、同原則を採用することを求めている⁷。これを受けて、今般、日本銀行では、システミックに重要な金融市場インフラに対する評価基準として「金融市場インフラのための原則」を採用するとともに、上記基本方針等を改訂し、「日本銀行による金融市場インフラに対するオーバーサイトの基本方針」を2013年4月から実施することとした。</u></p>	
<p><u>金融市場インフラの安全性と効率性の確保は、わが国金融システム全体の安定性向上に寄与するとともに、個々の金融市場インフラの利用拡大を通じて、金融市場インフラの運営者や参加者にも一層の便益をもたらすことになる。日本銀行としては、本基本方針の実施を通じて、日本銀行のオーバーサイトに関する関係者の理解がさらに深まることを期待するとともに、今後とも金融市場インフラの運営者や参加者、関係当局等を含む国内外の関係者と協力して、わが国金融市場インフラ全体の安全性と効率性の確</u></p>	<p><u>決済システムの安全性と効率性の確保は、わが国金融システム全体の安定性向上に寄与するとともに、個々の決済システムの利用拡大を通じて、決済システムの運営者や参加者にも一層の便益をもたらすことになる。日本銀行としては、本稿や実際の活動を通じて、オーバーサイトに関する関係者の理解がさらに深まることを期待するとともに、今後とも決済システムの運営者や参加者、行政当局を含む関係者と協力して、わが国決済システム全体の安全性と効率性の確保に一層注力していく方針である。</u></p>

改訂案	現行
保に一層注力していく方針である。	
2. <u>金融市場インフラ</u> とは	2. 「 <u>決済システム</u> 」とは
<u>(削除)</u>	<p>(1) 「<u>決済</u>」とは</p> <p><u>経済取引（「取引」）の多くは、当事者同士がお金と財・サービスの交換を約束するものである。取引により、一方の当事者には、相手方に対して約束どおりにお金を支払う義務が発生すると同時に、相手方から約束どおり財・サービスを受取る権利が発生する。相手方には、約束どおり財・サービスを渡す義務が発生すると同時に、お金を受取る権利が発生する。</u></p> <p><u>「決済」とは、資金の受払いや財・サービスの受渡しを実際に行うことにより、こうした債権・債務を解消することである。このうち、資金の受払いを「資金決済」という。また、財・サービスのうち、とくに債券や株式等のやりとり、すなわち証券の受渡しを「証券決済」という。</u></p> <p><u>「清算」とは、これらの決済に先立って、多数の債権・債務を</u></p>

改訂案	現行
	差し引きすることで、より少数の債権・債務に整理することをいう。
(1) <u>金融市場インフラ</u> とは	(2) 「 <u>決済システム</u> 」とは
<p><u>金融市場インフラ</u>とは、その運営者や参加者による多数当事者間の仕組みであり、資金、証券、デリバティブ等の金融取引を清算・決済・記録する目的で使われるものをいう⁸。金融市場インフラは、通常、すべての参加者に共通する規則・手続、システム基盤、および金融市場インフラとその参加者に生じ得るリスクに対応するためのリスク管理制度を設けている。</p>	<p>「<u>決済システム</u>」とは、多数の参加者間で行う清算・決済を、一定の標準化（定式化）された手順にしたがい組織的に処理する仕組みをいう。決済システムは、コンピュータ・システム等の物理的な仕組みだけでなく、参加者の間で合意された、決済に関する様々なルールや契約の体系等を含むものである。</p>
<p><u>金融市場インフラ</u>には、資金決済システム、証券決済システム、清算機関および取引情報蓄積機関がある。このうち、「資金決済システム」とは、<u>資金の受払い</u>を処理する仕組みをいい、「証券決済システム」とは、<u>証券の保管・受渡し</u>を処理する仕組みをいう。また、「清算機関」とは、証券取引やデリバティブ取引等にかかる清算・決済を行う仕組みをいう⁹。清算機関は、参加者同士の取引について、参加者間の債権債務関係を清算機関と各参加</p>	<p><u>決済システム</u>には、たとえば、資金決済システム、証券決済システム、清算機関がある。このうち、「資金決済システム」とは、<u>資金決済</u>を処理する仕組みをいい、「証券決済システム」とは、<u>証券決済</u>を処理する仕組みをいう。また、「清算機関」とは、証券取引やデリバティブ取引等にかかる清算・決済を行う仕組みをいう³。清算機関は、参加者同士の取引について、参加者間の債権債務関係を清算機関と各参加者の間の債権債務関係に置き換</p>

改訂案	現行
<p>者の間の債権債務関係に置き換え、そのうえで清算を行っている¹⁰。さらに、「取引情報蓄積機関」とは、店頭デリバティブ取引等において、取引情報の収集・保管・配信を行う仕組みをいう。</p>	<p>え、そのうえで清算を行っている⁴。</p>
<p><u>金融市場インフラは、上述のとおり、多数の参加者が関与するもとで、数多くの金融取引の清算・決済・記録を集中的に処理することを通じ、当該金融市場インフラがサービスを提供する市場の機能を強化し、金融システムの安定を確保するうえで不可欠な役割を果たしている¹¹。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(2) 金融市場インフラとシステムリスク¹²</u></p>	<p><u>(3) 資金決済とシステムリスク</u></p>
<p>「システムリスク」とは、一つの金融機関の破綻や特定の市場または<u>金融市場インフラ</u>等の混乱が原因となって、他の金融機関や他の市場または金融システム全体に連鎖的に混乱をもたらすリスクをいう。システムリスクは、様々なかたちで顕在化する。たとえば、①資金決済の不履行が、<u>金融市場インフラ</u>や金融機関間において連鎖的に発生するケースがありうる。また、②個別金融機関の経営不安等をきっかけに、心理的な連想が他の</p>	<p><u>民間決済システムは、潜在的にシステムリスクを内包している。</u>「システムリスク」とは、一つの金融機関の破綻や特定の市場または<u>決済システム</u>等の混乱が原因となって、他の金融機関や他の市場または金融システム全体に連鎖的に混乱をもたらすリスクをいう。システムリスクは、様々なかたちで顕在化する。たとえば、①資金決済の不履行が、<u>決済システム</u>や金融機関間において連鎖的に発生するケースがありうる。また、②個</p>

改訂案	現行
<p>金融機関にも及び、預金や市場性資金等の流出をひきおこすケースがありうる。さらに、③市場参加者の取引慎重化などから市場流動性の枯渇や市場機能の低下が生じ、混乱が金融資本市場全体に拡がるケースがありうる。このうち、<u>金融市場インフラ</u>に関連しては、資金決済における決済不履行の連鎖がとくに重要である。</p>	<p>別金融機関の経営不安等をきっかけに、心理的な連想が他の金融機関にも及び、預金や市場性資金等の流出をひきおこすケースがありうる。さらに、③市場参加者の取引慎重化などから市場流動性の枯渇や市場機能の低下が生じ、混乱が金融資本市場全体に拡がるケースがありうる。このうち、<u>決済システム</u>に関連しては、資金決済における決済不履行の連鎖がとくに重要である。</p>
<p>資金決済において、ある当事者が約束どおりに決済を行わず、決済不履行を生じさせた場合、その当事者から受取る予定であった資金を用いて他の決済を行おうとしていた相手方も、次の決済不履行を発生させるリスクがある。<u>金融市場インフラ</u>は、多数の参加者が関与して、数多くの決済を集中的に処理している。このため、<u>金融市場インフラ</u>の一参加者が決済不履行を生じさせると、他の多くの参加者を巻き込んで、多数の決済不履行が連鎖的に発生するおそれがある。また、<u>金融市場インフラ</u>自身のコンピュータ・システムの障害等により、<u>金融市場インフラ</u>の運営自体に支障が生じると、当該<u>金融市場インフラ</u>のすべての参加者の決済に混乱がもたらされる。これらの事態が生じた場合、当該金融</p>	<p>資金決済において、ある当事者が約束どおりに決済を行わず、決済不履行を生じさせた場合、その当事者から受取る予定であった資金を用いて他の決済を行おうとしていた相手方も、次の決済不履行を発生させるリスクがある。<u>決済システム</u>は、多数の参加者が関与して、数多くの決済を集中的に処理している。このため、<u>決済システム</u>の一参加者が決済不履行を生じさせると、他の多くの参加者を巻き込んで、多数の決済不履行が連鎖的に発生するおそれがある。また、<u>決済システム</u>自身のコンピュータ・システムのトラブル等により、<u>決済システム</u>の運営自体に支障が生じると、当該<u>決済システム</u>のすべての参加者の決済に混乱がもたらされる。これらの事態が生じた場合、当該<u>決済システム</u>の参加者以</p>

改訂案	現行
<p>市場インフラの参加者以外の者や他の<u>金融市場インフラ</u>の決済にも連鎖的に影響が及ぶ可能性がある。</p>	<p>外の者や他の<u>決済システム</u>の決済にも連鎖的に影響が及ぶ可能性がある。</p>
<p><u>本基本方針</u>では、上述のような一つの金融機関の決済不履行あるいは<u>金融市場インフラ</u>での<u>障害</u>が、他の金融機関や<u>金融市場インフラ</u>の他の参加者の決済不履行を連鎖的にもたらすリスクを、「システミックリスク」と呼ぶ。</p>	<p><u>以下、本稿</u>では、上述のような一つの金融機関の決済不履行あるいは<u>決済システム</u>の<u>トラブル</u>が、他の金融機関や<u>決済システム</u>の他の参加者の決済不履行を連鎖的にもたらすリスクを、「システミックリスク」と呼ぶ。</p>
<p><u>(3)</u> 安全性と効率性の確保</p> <p>仮にシステミックリスク、すなわち決済不履行の連鎖が顕在化する場合、資金決済の主な担い手が金融機関であることから、金融システム全体にただちに悪影響が生じる可能性が高い。また、こうした悪影響は、金融機関を利用する個人・企業等の資金決済に及び、経済全体に混乱をもたらすおそれがある。</p>	<p><u>(4)</u> 安全性と効率性の確保</p> <p>(不変)</p>
<p>こうした事情を踏まえ、個々の<u>金融市場インフラ</u>では、金融システムや経済全体に悪影響を与えることのないよう、制度設計や運営、システム構築等に当たり、決済の安全性を確保することが</p>	<p>こうした事情を踏まえ、個々の<u>決済システム</u>は、金融システムや経済全体に悪影響を与えることのないよう、制度設計や運営、システム構築等に当たり、決済の安全性を確保することが重要で</p>

改訂案	現行
重要である。	ある。
<p>一方、<u>金融市場インフラ</u>の使い勝手が悪くなったり、利用者のコスト負担が過大になる場合には、<u>金融市場インフラ</u>の利用が減少し、経済活動に非効率をもたらすおそれがある。<u>金融市場インフラ</u>では、安全性の確保とともに効率性の確保を図ることも重要である。</p>	<p>一方、<u>決済システム</u>の使い勝手が悪くなったり、利用者のコスト負担が過大になる場合には、<u>決済システム</u>の利用が減少し、経済活動に非効率をもたらすおそれがある。<u>決済システム</u>は、安全性の確保とともに効率性の確保を図ることも重要である。</p>
<p>3. 中央銀行の機能とオーバーサイト</p> <p>(1) 決済手段の提供と決済システムの運営</p> <p>中央銀行は、銀行券を発行するとともに、金融機関に対し中央銀行当座預金を提供している。「中央銀行マネー」は、これら銀行券と中央銀行当座預金から成る、信用力と流動性の最も高い資金決済手段である。また、ほとんどの中央銀行は、中央銀行当座預金の振替決済にかかる<u>資金</u>決済システムをみずから運営している¹³。さらに、国債決済システムやその他証券の決済システムを運営している中央銀行も少なくない。</p>	<p>3. 中央銀行の機能とオーバーサイト</p> <p>(1) 決済手段の提供と決済システムの運営</p> <p>中央銀行は、銀行券を発行するとともに、金融機関に対し中央銀行当座預金を提供している。「中央銀行マネー」は、これら銀行券と中央銀行当座預金から成る、信用力と流動性の最も高い資金決済手段である。また、ほとんどの中央銀行は、中央銀行当座預金の振替決済にかかる<u>決済</u>システムをみずから運営している⁵。さらに、国債決済システムやその他証券の決済システムを運営している中央銀行も少なくない。</p>

改訂案	現行
<p>他方、民間金融市場インフラでは、資金決済システムに加え、社債や株式等の証券の決済システムや、各種金融取引に関する清算機関を運営し、またみずからも主導してその安全性と効率性の確保に努めてきている。</p>	<p>(4. (3) の以下の記述を移設・修正)</p> <p>わが国民間決済システムは、これまでも、日本銀行によるオーバーサイトなどを踏まえつつ、みずから主導してその安全性と効率性の確保に努めてきた。</p>
<p>(削除)</p>	<p>金融市場取引にかかる決済など、金融機関間で行う資金決済や金額の大きい資金決済には、多くの場合、中央銀行マネーの一つである中央銀行当座預金が用いられる。これは、最も高い信用力と流動性を有する中央銀行当座預金を資金決済に用いることで、安全で効率的な決済を実現し、システミックリスクの削減を図ろうとするものである。これに対して、個人・企業等が行う相対的に金額の小さい資金決済には、銀行券や民間銀行の預金が用いられる。民間銀行預金は、中央銀行マネーにいつでも交換できるといふ安心感を背景に、資金決済手段として広範に用いられている。</p>
<p>このように、中央銀行と民間金融市場インフラが相互に補完する形で一国の金融市場インフラが構成されている。このうち資金</p>	<p>このように、<u>一国における決済は</u>、個人・企業等が銀行券や民間銀行預金を利用し、民間銀行が中央銀行当座預金を利用すると</p>

改訂案	現行
<p><u>決済システムに着目すると、個人・企業等が銀行券や民間銀行預金を利用し、民間銀行や民間金融市場インフラが中央銀行当座預金を利用するという階層構造のもとで一国における決済が実行されている。銀行券と中央銀行当座預金は、こうした構造の中で行われる債権・債務の解消を基盤として支える手段、すなわち「最終的な資金決済手段」として機能することで、一国の決済の安全性と効率性を支えている。</u></p>	<p>いう階層構造のもとで実行されている。銀行券と中央銀行当座預金は、こうした構造の中で行われる債権・債務の解消を基盤として支える手段、すなわち「最終的な資金決済手段」として機能することで、一国の決済の安全性と効率性を支えている。</p>
<p>(2) <u>中央銀行によるオーバーサイト</u>とは</p>	<p>(2) 「<u>オーバーサイト</u>」とは</p>
<p>中央銀行は、上記のようにみずから<u>決済手段を提供し、決済システムを運営することに加えて、金融市場インフラに対するオーバーサイトを行っている</u>¹⁴。</p>	<p>中央銀行は、上記<u>決済手段の提供や決済システムの運営に加えて、決済システムに対するオーバーサイトを行っている。</u></p>
<p><u>中央銀行によるオーバーサイト</u>とは、既存または計画中の<u>金融市場インフラ</u>の制度設計やリスク管理体制、運営状況等をモニタリングし、その安全性と効率性を評価するとともに、必要に応じて改善に向けた働きかけを行う、中央銀行の活動をいう。<u>中央銀行によるオーバーサイト</u>は、中央銀行が<u>金融市場インフラ</u>の関係</p>	<p>「<u>オーバーサイト</u>」とは、既存または計画中の<u>民間決済システム</u>⁶の制度設計やリスク管理体制、運営状況等をモニタリングし、その安全性と効率性を評価するとともに、必要に応じて改善に向けた働きかけを行う、中央銀行の活動をいう。<u>オーバーサイト</u>は、中央銀行が<u>決済システム</u>の関係者との間で共通の理解を形成し、</p>

改訂案	現行
<p>者との間で共通の理解を形成し、改善に向けた取組みを協力して行うことで、個々の<u>金融市場インフラ</u>ひいては<u>一国の金融市場インフラ</u>全体の安全性と効率性の確保を目的とするものである。</p>	<p>改善に向けた取組みを協力して行うことで、個々の<u>決済システム</u>ひいては<u>わが国決済システム</u>全体の安全性と効率性の確保を目的とするものである。<u>主要国の中央銀行も、日本銀行と同様に、オーバーサイトを実施している⁷。</u></p>
<p>(3) <u>中央銀行がオーバーサイトを行う理由</u></p>	<p>(3) <u>オーバーサイトを行う理由</u></p>
<p>① システミックリスクの防止</p> <p>最終的な資金決済手段を提供し、一国の<u>金融市場インフラ</u>全体の安全性と効率性を確保する役割をもつ中央銀行にとって、システミックリスクの顕在化を防止することは極めて重要である。</p>	<p>① システミックリスクの防止</p> <p>最終的な資金決済手段を提供し、一国の<u>決済</u>全体の安全性と効率性を確保する役割をもつ中央銀行にとって、システミックリスクの顕在化を防止することは極めて重要である。</p>
<p><u>上述のとおり、金融市場インフラにおいて、その参加者の決済不履行等により、決済不履行の連鎖、すなわちシステミックリスクが顕在化する場合、金融システム全体にただちに悪影響が生じる可能性が高い。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>システミックリスク顕在化のおそれが生じる場合、中央銀行は、資金決済の主要な担い手である金融機関に対して、「最後の</u></p>

改訂案	現行
	<p><u>貸し手」として流動性を一時的に供給することがありうる。こうした中央銀行による「最後の貸し手」機能は、流動性供給の相手方の保護、救済を目的とするものではなく、あくまでもシステムミックリスクの防止を目的として発揮されるものである。しかし、「最後の貸し手」機能の発動には、決済システムの安全性確保等に向けた関係者の自己規律を低下させるリスクや中央銀行の財務の健全性ひいては中央銀行に対する信認を損なうリスクがある⁸。</u></p>
<p><u>しかしながら、決済において、一参加者が資金決済の決済不履行を生じさせる場合にあっても、決済の相手方が、手許資金やみずから調達した資金を用いて、後続する決済を予定どおりに履行できれば、システムミックリスクの顕在化は回避される。また、<u>金融市場インフラ</u>において決済不履行の連鎖を防ぐための仕組みが整備されていれば、システムミックリスクの顕在化は回避される。たとえば、流動性供給スキームや損失補填スキーム等¹⁵の安全化策の整備がこれにあたる。中央銀行のオーバーサイトは、<u>金融市場インフラ</u>に起因するシステムミックリスクの顕在化を防ぐ</u></p>	<p><u>一方、決済において、一参加者が資金決済の決済不履行を生じさせる場合にあっても、決済の相手方が、手許資金やみずから調達した資金を用いて、後続する決済を予定どおりに履行できれば、システムミックリスクの顕在化は回避される。また、<u>決済システム</u>において決済不履行の連鎖を防ぐための仕組みが整備されていれば、システムミックリスクの顕在化は回避される。たとえば、流動性供給スキームや損失補填スキーム等⁹の安全化策の整備がこれにあたる。中央銀行のオーバーサイトは、<u>民間決済システム</u>が潜在的にシステムミックリスクを内包していることを踏まえ、決</u></p>

改訂案	現行
<p>ことを通じ、<u>金融市場インフラ</u>の安全性を確保するために行うものである。</p>	<p><u>済システム</u>の安全性を確保するために行うものである。</p>
<p>② 民間<u>金融市場インフラ</u>との接続・連動</p> <p>民間<u>金融市場インフラ</u>の中には、中央銀行が運営する決済システムとの間で、コンピュータ・システムを接続・連動させることなどにより、物理的に、あるいは事務処理面で中央銀行の決済システムと密接な繋がりを持つものが多い。このようなケースでは、民間<u>金融市場インフラ</u>の安全性と効率性の状況が、中央銀行の運営する決済システムの安全性と効率性に直接影響を及ぼす可能性がある。こうした観点からも、中央銀行は、みずからが運営する決済システムと密接な繋がりを持つ民間<u>金融市場インフラ</u>に対してオーバーサイトを行っている。</p>	<p>② 民間<u>決済システム</u>との接続・連動</p> <p>民間<u>決済システム</u>の中には、中央銀行が運営する決済システムとの間で、コンピュータ・システムを接続・連動させることなどにより、物理的に、あるいは事務処理面で中央銀行の決済システムと密接な繋がりを持つものが多い。このようなケースでは、民間<u>決済システム</u>の安全性と効率性の状況が、中央銀行の運営する決済システムの安全性と効率性に直接影響を及ぼす可能性がある。こうした観点からも、中央銀行は、みずからが運営する決済システムと密接な繋がりを持つ民間<u>決済システム</u>に対してオーバーサイトを行っている。</p>

改訂案	現行
<p>③ 金融政策を円滑に行うための基盤の確保</p> <p>中央銀行による金融政策の効果は、市場等における金融取引と<u>金融市場インフラ</u>や金融機関が提供する決済機能を通じて経済全体に波及していく。<u>金融市場インフラ</u>の安全性と効率性が確保されていれば、決済に関するリスクやコストが取引金利に攪乱的な影響を与えるといった事態が回避され、金利の持つシグナル機能が適切に発揮されると考えられる。したがって、オーバーサイトにより、安全かつ効率的な資金決済が維持されることは、金融政策を円滑に行うための基盤の一つといえる。</p>	<p>③ 金融政策を円滑に行うための基盤の確保</p> <p>中央銀行による金融政策の効果は、市場等における金融取引と<u>決済システム</u>や金融機関が提供する決済機能を通じて経済全体に波及していく。<u>決済システム</u>の安全性と効率性が確保されていれば、決済に関するリスクやコストが取引金利に攪乱的な影響を与えるといった事態が回避され、金利の持つシグナル機能が適切に発揮されると考えられる。したがって、オーバーサイトにより、安全かつ効率的な資金決済が維持されることは、金融政策を円滑に行うための基盤の一つといえる。</p>
<p><u>(4) 日本銀行の機能とオーバーサイト</u></p>	<p><u>4. 日本銀行の機能とオーバーサイト</u></p>
<p><u>日本銀行も、他の中央銀行と同様に、決済手段の提供や決済システムの運営を行うとともに、金融市場インフラに対するオーバーサイトを行っている。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(1) 決済手段の提供と決済システムの運営</u></p>

改訂案	現行
<p>日本銀行は、日本銀行券（「日銀券」）と「日本銀行当座預金」（「日銀当座預金」）という、中央銀行マネーを提供している。また、日銀当座預金にかかる決済システムや、国債の決済システムをみずから運営しており、これらを円滑に処理するためのコンピュータ・システムとして、日本銀行金融ネットワークシステム（「日銀ネット」）を提供している。民間の資金決済システムや証券決済システム、清算機関の多くは、日銀ネットとコンピュータ・システムを接続することにより、参加者間の最終的な資金決済を日銀当座預金で行っている。このうち、証券決済システムや証券取引の清算機関は、証券決済と日銀当座預金による資金決済を連動させることにより資金・証券の同時受渡しを実現し、決済の安全性を高めている。</p>	<p>（不変）</p>
<p><u>（削除）</u></p>	<p><u>（２）日本銀行の目的との関係</u></p>

改訂案	現行
<p>日本銀行のオーバーサイトは、システミックリスクの顕在化の防止や日本銀行が運営する決済システムの安全性と効率性を確保するうえで、重要な機能を果たしている。こうしたオーバーサイトは、「金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保」（日本銀行法第1条第2項）という日本銀行の目的の達成のために行われるものである。</p>	<p>日本銀行のオーバーサイトは、システミックリスクの顕在化の防止や日本銀行が運営する決済システムの安全性と効率性を確保するうえで、重要な機能を果たしている¹⁰。こうしたオーバーサイトは、「金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保」（日本銀行法第1条第2項）という日本銀行の目的の達成のために行われるものである。</p>
<p>また、オーバーサイトは、日本銀行が金融政策を円滑に行うための基盤にもつながるものである。したがって、オーバーサイトは、「通貨及び金融の調節を行う」（日本銀行法第1条第1項）という日本銀行の目的にとっても重要である。</p>	<p>(不変)</p>
<p><u>(3. (1) に移設・修正)</u></p>	<p><u>(3) 民間決済システムとの協力</u></p> <p><u>わが国民間決済システムは、これまでも、日本銀行によるオーバーサイトなどを踏まえつつ、みずから主導してその安全性と効率性の確保に努めてきた。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>米国リーマン・ブラザーズ・ホールディングスおよびリーマン・</u></p>

改訂案	現行
	<p><u>ブラザーズ証券（日本法人）の破綻（2008年9月）にあっても、わが国決済システムにおいてシステムリスクが顕在化しなかった背景には、こうした民間決済システムの努力がある。日本銀行は、オーバーサイトなどの実施により、民間決済システムと協力して、わが国決済システム全体の安全性と効率性の確保を図っている。</u></p>
<p><u>（削除）</u></p>	<p><u>（4）海外中央銀行との協力</u></p>
<p><u>（脚注4に移設・修正）</u></p>	<p><u>日本銀行は、海外中央銀行と協力して、一部の国際的な決済システムに対してもオーバーサイトを行っている（下記7. 参照）。また、各国中央銀行は、BIS 支払・決済システム委員会¹¹を中心に、決済システムに関する調査・研究やオーバーサイトにかかる各国共通の指針の策定作業等を行っている。日本銀行も同委員会のメンバーとして、これらの活動に積極的に参画している。</u></p>
<p><u>4. オーバーサイトの対象範囲</u></p>	<p><u>5. オーバーサイトの対象範囲</u></p>

改訂案	現行
<p>(1) 対象範囲</p> <p>上述を踏まえ、日本銀行がオーバーサイトの対象とする<u>金融市場インフラ</u>は、以下のとおりである。</p> <p>① 資金決済システム</p> <p>② 証券決済システム</p> <p>③ 清算機関</p> <p>④ <u>取引情報蓄積機関</u></p>	<p>(1) 対象範囲</p> <p>上述を踏まえ、日本銀行がオーバーサイトの対象とする<u>民間決済システム</u>は、以下のとおりである。</p> <p>① 資金決済システム</p> <p>② 証券決済システム</p> <p>③ 清算機関</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>資金決済システムは、上述のとおり、<u>その参加者の決済不履行等によりシステミックリスクを顕在化させる可能性があり、その安全性と効率性を確保することは、金融システムやわが国経済全体にとって重要であることから、オーバーサイトの対象としている。</u></p>	<p>資金決済システムは、上述のとおり、<u>潜在的にシステミックリスクを内包している。</u>その安全性と効率性を確保することは、金融システムやわが国経済全体にとって重要であることから、オーバーサイトの対象としている。</p>
<p><u>証券決済システムや清算機関についても、その参加者の決済不履行等により他の参加者や取引の相手方等に広く影響が及ぶお</u></p>	

改訂案	現行
<p><u>それがある。また、証券決済システムや清算機関は、証券等の受渡しの仕組みだけでなく、通常、対価等の受払いにかかる資金決済のルールや契約などの仕組みを制度的に組み込んでいる</u> 16。このように証券等の決済に資金決済の仕組みを制度的に組み込むことは決済の安全性と効率性を高めるうえで必要である一方、万一なんらかのトラブルが生じた場合、資金決済の決済不履行の連鎖をもたらすおそれがある。このように証券決済システムや清算機関も、資金決済システムと同様、<u>システムミックリスクを顕在化させる可能性がある</u>ことに鑑み、日本銀行はこれらもオーバーサイトの対象としている。</p>	<p>証券決済システムや清算機関は、証券等の受渡しの仕組みだけでなく、通常、対価等の受払いにかかる資金決済のルールや契約などの仕組みを制度的に組み込んでいる 12。このように証券等の決済に資金決済の仕組みを制度的に組み込むことは決済の安全性と効率性を高めるうえで必要である一方、万一なんらかのトラブルが生じた場合、資金決済の決済不履行の連鎖をもたらすおそれがある。このように証券決済システムや清算機関も、資金決済システムと同様、<u>潜在的にシステムミックリスクを内包している</u>ことに鑑み、日本銀行はこれらもオーバーサイトの対象としている。</p>
<p><u>取引情報蓄積機関は、取引情報の収集・保管・配信を集中的に行う機関であり、とくに店頭デリバティブ取引に関する透明性を高めるため、関係当局等への報告に利用されることを通じて、近年、その重要性を高めている。取引情報蓄積機関が保有するデータは、取引当事者や関係当局等によって利用されるだけでなく、金融市場インフラを含む市場関係者の活動に広く活用され得る。</u>また、取引情報蓄積機関は、清算機関やその参加者等とのシステ</p>	<p><u>(新設)</u></p>

改訂案	現行
<p><u>ム・ネットワークの一部を構成することがあり、その業務に支障が生じた場合、影響が他の主体に及ぶおそれがある。取引情報蓄積機関の業務運営が安定的に行われることは、金融市場インフラ全体の安全性・効率性を確保するうえで重要と考えられることから、日本銀行はこれもオーバーサイトの対象とする^{17、18}。</u></p>	
<p>なお、個別金融機関が提供する決済サービスの中には、<u>金融市場インフラ</u>と類似の機能を有するものがある。たとえば、特定の金融機関に複数の顧客が口座を開設し、当該口座間の振替によって資金や証券の決済を行うものがこれに当たる（いわゆるコルレスバンクやクリアリングバンク等）。<u>金融市場インフラ</u>は、多数の参加者が、全関係者で合意した取決めによって清算・決済等¹⁷を処理するものである。一方、個別金融機関の決済サービスは、当該金融機関と個々の顧客が相対で合意した取決めに基づくものである点が、<u>金融市場インフラ</u>と異なる。ただし、個別金融機関が提供する決済サービスであっても、取決めの内容や決済の金額等によっては、<u>金融市場インフラ</u>と同様の視点に立って決済サービス提供のあり方を点検することが有用な場合がある。個別金融</p>	<p>なお、個別金融機関が提供する決済サービスの中には、<u>決済システム</u>と類似の機能を有するものがある。たとえば、特定の金融機関に複数の顧客が口座を開設し、当該口座間の振替によって資金や証券の決済を行うものがこれに当たる（いわゆるコルレスバンクやクリアリングバンク等）。<u>決済システム</u>は、多数の参加者が、全関係者で合意した取決めによって清算・決済を処理するものである。一方、個別金融機関の決済サービスは、当該金融機関と個々の顧客が相対で合意した取決めに基づくものである点が、<u>決済システム</u>と異なる。ただし、個別金融機関が提供する決済サービスであっても、取決めの内容や決済の金額等によっては、<u>決済システム</u>と同様の視点に立って決済サービス提供のあり方を点検することが有用な場合がある。個別金融機関の提供する決済</p>

改訂案	現行
<p>機関の提供する決済サービスは、日本銀行によるオーバーサイトの直接の対象には含めないが、<u>審査やオフサイト・モニタリング</u>の中で、必要に応じて、当該金融機関経営の健全性維持の観点から調査・助言等を行っていく。</p>	<p>サービスは、日本銀行によるオーバーサイトの直接の対象には含めないが、<u>審査やオフサイト・モニタリング</u>の中で、必要に応じて、当該金融機関経営の健全性維持の観点から調査・助言等を行っていく。</p>
<p>(2) 国内に所在する外貨の<u>金融市場インフラ</u>の取扱い</p>	<p>(2) 国内に所在する外貨の<u>決済システム</u>の取扱い</p>
<p>日本銀行は、上記(1)の対象範囲として、日本国内に所在する外貨の<u>金融市場インフラ</u>もこれに含め、オーバーサイトを行っている。すなわち、日本国内に所在する外貨の<u>金融市場インフラ</u>に問題が生じると、外国為替取引に影響が及び得る。この結果、当該<u>金融市場インフラ</u>の参加者である国内金融機関の円貨の資金繰りに悪影響が生じ、円貨決済全体にシステムリスクが顕在化するおそれがある。また、当該外貨の発行国における<u>金融市場インフラ</u>にも悪影響が及ぶ可能性がある。これらを踏まえ、日本銀行は、日本国内に所在する外貨の<u>金融市場インフラ</u>についても、必要に応じて当該外貨の発行国の中央銀行等と協調しつつ、オーバーサイトを行っている(下記<u>6</u>. 参照)。</p>	<p>日本銀行は、上記(1)の対象範囲として、日本国内に所在する外貨の<u>決済システム</u>もこれに含め、オーバーサイトを行っている。すなわち、日本国内に所在する外貨の<u>決済システム</u>に問題が生じると、外国為替取引に影響が及び得る。この結果、当該<u>決済システム</u>の参加者である国内金融機関の円貨の資金繰りに悪影響が生じ、円貨決済全体にシステムリスクが顕在化するおそれがある。また、当該外貨の発行国における<u>決済システム</u>にも悪影響が及ぶ可能性がある。これらを踏まえ、日本銀行は、日本国内に所在する外貨の<u>決済システム</u>についても、必要に応じて当該外貨の発行国の中央銀行等と協調しつつ、オーバーサイトを行っている(下記<u>7</u>. 参照)。</p>

改訂案	現行
<p><u>(5. (2) に移設・修正)</u></p>	<p><u>(3) システミックな影響の大きさに応じたオーバーサイト</u></p> <p><u>日本銀行は、オーバーサイトの対象となる決済システムに対して、個々の決済システムに内在するリスクの大きさ・特性に応じたオーバーサイトを実施している。</u></p> <p><u>日本銀行がとくに重点を置いてオーバーサイトを行う対象は、「システミックな影響の大きい決済システム」である。「システミックな影響の大きい決済システム」とは、決済が予定どおり行われない場合に、システミックリスクの顕在化を通じてわが国の金融システムや経済に重大な影響を及ぼす蓋然性の高い決済システムをいう。</u></p> <p><u>日本銀行は、システミックな影響の大きさの具体的な判断に当たり、以下の点を総合的に勘案している。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・取扱規模：決済件数・決済金額の規模はどの程度の大きさか。</u> <u>・参加者数・参加者構成：参加者はどの程度多数に上っているか。</u> <p><u>決済システムが取扱う決済の中で、金融機関が占める比率はど</u></p>

改訂案	現行
	<u>の程度高いか。</u>
<u>(削除)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>取扱われる取引の性質：決済の対象となる取引は、どの程度金融資本市場と関連が深いか。</u>
<u>(5. (2) に移設・修正)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>他の決済システム・決済手段による代替可能性：その決済が予定どおり行われられない場合、これを代替して行う他の決済システムや決済手段が存在するか。</u> ・<u>他の決済システムとの関係や相互依存性：他の決済システムとの接続・連動は、どの程度密接か。他の決済システムと共通する参加者が多いか。</u>
<u>(削除)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>日本銀行との関係：日本銀行が運営する決済システムとの接続・連動は、どの程度密接か。</u>
<u>(5. (2) に移設・修正)</u>	<p><u>日本銀行は、システミックな影響が大きいと判断される決済システムに対しては、安全性と効率性を確保する観点から、モニタリング、評価、働きかけといったオーバーサイトを行っている(下記6. 参照)。一方、その他の決済システムに対しては、主にわ</u></p>

改訂案	現行
	<p><u>が国決済システムの全体像を把握する観点から、必要に応じて、モニタリング中心のオーバーサイトを行っている。</u></p>
<p><u>5. オーバーサイトの具体的な活動</u></p> <p><u>(1) オーバーサイトのプロセス</u></p>	<p><u>6. オーバーサイトの具体的な活動</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>オーバーサイトの具体的な活動には、①<u>金融市場インフラ</u>の現状、特性を把握する（モニタリング）、②その安全性と効率性を評価する（評価）、③必要に応じて改善に向けた働きかけを行う（働きかけ）、という3つの段階がある。</p>	<p>オーバーサイトの具体的な活動には、①<u>決済システム</u>の現状、特性を把握する（モニタリング）、②その安全性と効率性を評価する（評価）、③必要に応じて改善に向けた働きかけを行う（働きかけ）、という3つの段階がある。</p>
<p><u>(5. (3) に移設・修正)</u></p>	<p><u>いずれの段階も、オーバーサイトに当たっては、決済システムが抱えるリスク（法的リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等）にとくに着目している。</u></p>
<p><u>(5. (2) に移設・修正)</u></p>	<p><u>また、各決済システムに対するオーバーサイトは、個々の決済システムに内在するリスクの特性や大きさを踏まえたうえで、重視すべきリスクの種類やオーバーサイトの活動の度合い（深度）を</u></p>

改訂案	現行
	<u>決定している。</u>
(5. (1) ③)に <u>移設・修正)</u>	<u>その際、日本銀行は、決済システムの運営者や参加者等の事務負担に十分に配慮している。</u>
<p>① モニタリング</p> <p>オーバーサイトは、対象となる<u>金融市場インフラ</u>の現状、特性を把握することが基礎となる。このため、<u>金融市場インフラが、国際基準およびこれに関連する規則に基づき公表する情報、その他の公表情報のほか、金融市場インフラの運営者等からの情報提供、定期・不定期の意見交換等を通じて、当該金融市場インフラの制度設計やリスク管理体制、運営状況等を分析・把握している。</u></p>	<p>① モニタリング</p> <p>オーバーサイトは、対象となる<u>決済システム</u>の現状、特性を把握することが基礎となる。このため、公表情報のほか、<u>決済システムの運営者等からの情報提供、定期・不定期の会合等を通じた意見交換に基づき、当該決済システムの制度設計やリスク管理体制、運営状況等を分析・把握している。</u></p>
<p>② 評価</p> <p>モニタリングで得られた情報や分析結果等に基づき、個々の<u>金融市場インフラ</u>のシステミックな<u>重要性</u>や日本銀行の目的の<u>ひとつ</u>である「<u>金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保</u>」と<u>関係の深さ</u>を判断する。</p>	<p>② 評価</p> <p>モニタリングで得られた情報や分析結果等に基づき、個々の<u>決済システム</u>のシステミックな<u>影響の大きさ</u>を判断する。</p>

改訂案	現行
<p>そのうえで<u>日本銀行の目的との関係が深いシステミックに重要な金融市場インフラ</u>については、当該<u>金融市場インフラ</u>の安全性と効率性を評価する際の基準として、国際的に受け入れられているオーバーサイトの基準（「国際基準」）を用いて、その適合状況（基準で求められている要件の充足状況）を確認し、評価している¹⁹。</p>	<p>そのうえでシステミックな<u>影響の大きい決済システム</u>については、当該<u>決済システム</u>の安全性と効率性を評価する際の基準として、国際的に受け入れられているオーバーサイトの基準（「国際基準」）を用いて、その適合状況（基準で求められている要件の充足状況）を確認し、評価している¹³。</p>
<p><u>日本銀行によるオーバーサイトにおいて、こうした評価に用いる国際基準およびこれに関連する規則</u>には、現時点（<u>2013年3月時点</u>）で以下のものがある。</p>	<p><u>上記国際基準</u>には、現時点（<u>2010年5月時点</u>）で以下のものがある¹⁴。</p>
<p>・<u>BIS支払・決済システム委員会および証券監督者国際機構「金融市場インフラのための原則」（2012年4月、別添1参照）</u>²⁰</p> <p>・<u>同「金融市場インフラのための原則：情報開示の枠組みと評価方法」（2012年12月）</u></p>	<p>・<u>BIS支払・決済システム委員会による報告書「システミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル」（2001年1月、別添1）</u></p> <p>・<u>BIS支払・決済システム委員会と証券監督者国際機構専門委員会による報告書「証券決済システムのための勧告」（2001年11月、別添2）</u></p>

改訂案	現行
	<p>・ <u>BIS 支払・決済システム委員会と証券監督者国際機構専門委員会による報告書「清算機関のための勧告」（2004年11月、別添3）</u></p>
<p>③ 働きかけ</p> <p>評価の結果、<u>金融市場インフラ</u>の制度設計やリスク管理体制、運営状況等について課題が確認された場合には、当該<u>金融市場インフラ</u>の運営者や参加者がすでにそうした課題を認識し改善努力を行っているかを確認する。仮に課題が認識されていない場合、あるいは認識されているが具体的な改善努力が未着手ないし検討途上であるような場合には、日本銀行から改善のための働きかけを行う²¹。</p>	<p>③ 働きかけ</p> <p>評価の結果、<u>決済システム</u>の制度設計やリスク管理体制、運営状況等について課題が確認された場合には、当該<u>決済システム</u>の運営者や参加者がすでにそうした課題を認識し改善努力を行っているかを確認する。仮に課題が認識されていない場合、あるいは認識されているが具体的な改善努力が未着手ないし検討途上であるような場合には、日本銀行から改善のための働きかけを行う¹⁵。</p>

改訂案	現行
<p>対処が必要な課題と対策のうち、<u>金融市場インフラ</u>の制度設計や運営等にとってとくに重要なものについては、<u>金融市場インフラ</u>の運営者や参加者等と定期的に意見交換を行うことが重要と考えている。意見交換では、国際的な議論等を通じて得た日本銀行の知見等を活かしつつ、緊密な対話を通じて共通理解の形成に努め、<u>金融市場インフラ</u>の安全性と効率性の確保につなげていく。</p>	<p>対処が必要な課題と対策のうち、<u>決済システム</u>の制度設計や運営等にとってとくに重要なものについては、<u>決済システム</u>の運営者や参加者等と定期的に意見交換を行うことが重要と考えている。意見交換では、国際的な議論等を通じて得た日本銀行の知見等を活かしつつ、緊密な対話を通じて共通理解の形成に努め、<u>決済システム</u>の安全性と効率性の確保につなげていく。</p>
<p><u>オーバーサイトを行う際</u>、日本銀行は、<u>国際基準に定められた関係当局等の各責務を遵守するとともに、金融市場インフラの運営者や参加者等の事務負担に十分に配慮する</u>。</p>	<p>(6. の以下の記述を移設・修正)</p> <p>〔<u>その際</u>、日本銀行は、<u>決済システム</u>の運営者や参加者等の事務負担に十分に配慮している。〕</p>
<p>同時に、<u>日本銀行では、当座預金取引およびその他の業務の運営を通じて得られる情報を、オーバーサイトに活用している。また、当座預金取引先である金融市場インフラに対して、当座預金取引その他の日本銀行の業務を適切に行い、およびこれらの業務の適切な実施に備える観点から、その業務および財産の状況につき、必要に応じ、立入りを伴う調査を行うこととしている。こう</u></p>	<p>(脚注 10 の以下の記述を移設・修正)</p> <p>〔10 同時に、<u>日本銀行は、当座預金取引先である決済システムに対しては、日本銀行の業務を適切に実施し、その適切な実施に備える観点から、当該決済システムの業務および財産の状況につき、必要に応じ、調査・助言等を行っている。</u>〕</p>

改訂案	現行
した立入調査で得られた情報もオーバーサイトに活用している。	
(2) システミックな重要性に応じたオーバーサイト	(新設)
<p>日本銀行は、オーバーサイトの対象となる<u>金融市場インフラ</u>に対して、個々の金融市場インフラに内在するリスクの大きさ・特性に応じ、<u>重視すべきリスクの種類やオーバーサイトの活動の度合い（深度）を決定したうえで、オーバーサイトを実施している。</u></p>	<p>(5. (3) の以下の記述を移設・修正)</p> <p>(日本銀行は、オーバーサイトの対象となる<u>決済システム</u>に対して、個々の決済システムに内在するリスクの大きさ・特性に応じたオーバーサイトを実施している。)</p> <p>(6. の以下の記述を移設・修正)</p> <p>(<u>また、各決済システムに対するオーバーサイトは、個々の決済システムに内在するリスクの特性や大きさを踏まえたうえで、重視すべきリスクの種類やオーバーサイトの活動の度合い（深度）を決定している。</u>)</p>
<p><u>国際基準では、関係当局等が協力・連携して、個々の金融市場インフラについてシステミックな重要性を判断することが求められている²²。具体的には、資金決済システムについては個別にシステミックに重要か否かを判断する一方、証券決済システム、</u></p>	<p>(5. (3) の以下の記述を移設・修正)</p> <p>(<u>日本銀行は、システミックな影響の大きさの具体的な判断に当たり、以下の点を総合的に勘案している。</u>)</p>

改訂案	現行
<p><u>清算機関および取引情報蓄積機関については、システミックに重要であることを前提としつつ、その例外に該当するか否かを判断することとなる²³。この判断に当たっては、以下の点を総合的に勘案する。</u></p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・取扱規模：<u>取扱件数・金額の規模</u>はどの程度の大きさか。 ・参加者数・参加者構成：参加者はどの程度多数に上っているか。 <u>金融市場インフラ</u>が取扱う決済の中で、<u>金融機関</u>が占める比率はどの程度高いか。 	<p><u>(5. (3) の以下の記述を移設・修正)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・取扱規模：<u>決済件数・決済金額の規模</u>はどの程度の大きさか。 ・参加者数・参加者構成：参加者はどの程度多数に上っているか。<u>決済システム</u>が取扱う決済の中で、<u>金融機関</u>が占める比率はどの程度高いか。
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>サービスを提供する市場</u>：<u>金融市場インフラ</u>がサービスを提供する市場はどの程度の重要性を有しているか。 	<p><u>(新設)</u></p>
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>市場シェア</u>：<u>金融市場インフラ</u>を通じて決済が行われる取引は、<u>取引全体のうちどの程度のシェアを有するか。</u> 	<p><u>(新設)</u></p>

改訂案	現行
<p>・他の<u>金融市場インフラ</u>や<u>金融機関</u>との相互関連性：他の<u>金融市場インフラ</u>との接続・連動は、どの程度密接か。他の<u>金融市場インフラ</u>と共通する参加者が多いか。</p> <p>・他の<u>金融市場インフラ</u>・決済手段による代替可能性：その決済や処理が予定どおり行われない場合、これを代替して行う他の<u>金融市場インフラ</u>や決済手段が存在するか。</p>	<p><u>(5. (3) の以下の記述を移設・修正)</u></p> <p>〔他の<u>決済システム</u>との関係や相互依存性：他の<u>決済システム</u>との接続・連動は、どの程度密接か。他の<u>決済システム</u>と共通する参加者が多いか。</p> <p>・他の<u>決済システム</u>・決済手段による代替可能性：その決済が予定どおり行われない場合、これを代替して行う他の<u>決済システム</u>や決済手段が存在するか。〕</p>
<p>日本銀行がとくに重点を置いてオーバーサイトを行う対象は、<u>日本銀行の目的のひとつである「金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保」に重大な影響を及ぼし得るシステミックに重要な金融市場インフラ</u>であり、各金融市場インフラの業務内容や取引金額・参加者数等に照らした「<u>資金決済の円滑</u>」との関係の深さを重要な観点としつつ、こうした先に該当するか否かを判断する。こうした<u>金融市場インフラ</u>に対しては、安全性と効率性を確保する観点から、モニタリング、評価<u>(国際基準の適合状況の確認)</u>、働きかけ<u>の全て</u>を行う。一方、その他の<u>金融市場インフラ</u></p>	<p><u>(5. (3) の以下の記述を移設・修正)</u></p> <p>〔日本銀行がとくに重点を置いてオーバーサイトを行う対象は、「<u>システミックな影響の大きい決済システム</u>」である。「システミックな影響の大きい決済システム」とは、<u>決済が予定どおり行われない場合に、システミックリスクの顕在化を通じてわが国の金融システムや経済に重大な影響を及ぼす蓋然性の高い決済システム</u>をいう。〕</p> <p><u>(5. (3) の以下の記述を移設・修正)</u></p> <p>〔日本銀行は、<u>システミックな影響が大きいと判断される決済システム</u>〕</p>

改訂案	現行
<p>に対しては、主にわが国<u>金融市場インフラ</u>の全体像を把握する観点から、必要に応じて、モニタリング中心のオーバーサイトを行っている。</p>	<p>〔ムに対しては、安全性と効率性を確保する観点から、モニタリング、評価、働きかけ<u>といったオーバーサイト</u>を行っている（下記6.参照）。一方、その他の<u>決済システム</u>に対しては、主にわが国決済システムの全体像を把握する観点から、必要に応じて、モニタリング中心のオーバーサイトを行っている。〕</p>
<p><u>なお、日本銀行では、他のシステミックに重要な金融市場インフラに対して行うのと同様の厳格さをもって、自身が運営する金融市場インフラに対しても、国際基準への適合状況の評価を行い、これに基づき必要に応じて改善策を講じている²⁴。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>（3）オーバーサイトの着眼点</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>「金融市場インフラのための原則」では、システミックリスク、法的リスク、信用リスク、流動性リスク、<u>ビジネスリスク</u>、<u>保管・投資リスク</u>およびオペレーショナルリスクの7つのリスクを、<u>金融市場インフラが抱える主要なリスクと捉え、その管理の厳格化を求めている（各リスクの詳細については別添2参照）。</u>日本銀行が行うオーバーサイトにおいても、モニタリング、評価および</u></p>	<p><u>（6. の以下の記述を移設・修正）</u></p> <p>〔<u>いずれの段階も、オーバーサイトに当たっては、決済システムが抱えるリスク（法的リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等）にとくに着目している。</u>〕</p>

改訂案	現行
<p><u>働きかけの各段階で、金融市場インフラが抱えるこれら7つの主要なリスクに着目し、個々の金融市場インフラの特性に応じつつ、リスクの状況やその管理体制の把握・分析・評価を行うとともに、必要に応じ改善に向けた働きかけを行う。</u></p>	
<p><u>(4) 関係当局等との協力</u></p> <p><u>日本銀行は、国際基準に則り、金融市場インフラを規制・監督・オーバーサイトする国内外の関係当局等と協力して金融市場インフラに対するオーバーサイトを行っている。このうち、国内については、金融庁が、金融商品取引法、社債、株式等の振替に関する法律および資金決済に関する法律に基づき金融市場インフラに対する監督を行っている。日本銀行は、必要に応じ、同庁と情報や意見の交換²⁵を行うなどの協調・連携を図っている（海外当局との連携については、下記6. 参照）。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>6. 海外の円貨関連金融市場インフラに対するオーバーサイト</u></p>	<p><u>7. 国際協調オーバーサイト</u></p>
<p><u>(1) 国際協調オーバーサイトの尊重</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改訂案	現行
<p>近年、金融取引のグローバル化を背景に、<u>複数の法域、市場、通貨を対象にサービスを提供する金融市場インフラの重要性や金融市場インフラの相互関連性が高まるなか、国外に運営主体が所在し、主に海外市場やクロスボーダーでの円貨または円建ての金融商品を対象とした取引について、決済や清算等を行う金融市場インフラ（「海外の円貨関連金融市場インフラ」）が設立されている。海外の円貨関連金融市場インフラでは、その資金決済の過程における最終的な資金移動は、主に日本国内に所在する資金決済システムまたは金融機関内の口座間において行われる。また、海外の円貨関連金融市場インフラが、日本国内の金融市場インフラに対して、口座開設やサービスの提供等を通じてリンクを構築していたり、その参加者に日系金融機関が含まれていたりする場合には、その業務に支障が生じると、当該国内金融市場インフラの業務運営や国内金融機関の資金繰り等に困難を来たすおそれがある。</u>このため、<u>海外の円貨関連金融市場インフラは、その規模や性質によって、日本国内の円決済の安全性と効率性に大きな影響を及ぼす可能性がある。</u>こうしたことを背景に、<u>海外の</u></p>	<p>近年、金融取引のグローバル化を背景に、国外に運営主体が所在する<u>円の資金決済システム（「オフショア円決済システム」）</u>が設立されている。</p> <p><u>オフショア円決済システムは、海外市場やクロスボーダーでの円取引の決済に多く利用されるが、その決済の過程では最終的に日本国内に所在する資金決済システムまたは金融機関内の口座間での資金移動を伴うのが通例である。</u></p> <p>このため、その規模や性質によって、日本国内の円決済の安全性と効率性が<u>大きな影響を受ける可能性がある。</u>こうしたことを背景に、<u>オフショア円決済システムも、原則として日本銀行による</u></p>

改訂案	現行
<p><u>円貨関連金融市場インフラ</u>も、原則として日本銀行によるオーバーサイトの対象となる。</p>	<p>オーバーサイトの対象となる。</p>
<p>もつとも、<u>海外の円貨関連金融市場インフラ</u>の場合、法的管轄権の問題をはじめ、時差や物理的な隔たりに起因する情報入手の難しさなど、国内<u>金融市場インフラ</u>に対するオーバーサイトとは異なる留意点がある。こうした事情を踏まえ、<u>国際基準では、金融市場インフラの運営者の所在地国や取扱通貨発行国等の関係当局等が、金融市場インフラに対する各自の責務達成のために、クロスボーダーで相互協力することが求められており、海外の金融市場インフラに対するオーバーサイトや監督は、関係当局等の間で協力に関する枠組みを構築し、協調して行うこと——国際協調オーバーサイト——が基本とされている。</u></p>	<p>もつとも、<u>オフショア決済システム</u>の場合、法的管轄権の問題をはじめ、時差や物理的な隔たりに起因する情報入手の難しさなど、国内<u>資金決済システム</u>に対するオーバーサイトとは異なる留意点がある。こうした事情を踏まえ、<u>オフショア決済システムに対するオーバーサイトは、関係する中央銀行等（決済システムの運営者の所在地国や取扱通貨発行国の中央銀行等）が協調してオーバーサイトを行うこと——国際協調オーバーサイト——が基本とされている。</u></p>
<p>すでにこれまでも、一部の<u>海外の円貨関連金融市場インフラ</u>に対して、<u>国際協調オーバーサイトが実施</u>されており、日本銀行もこうした<u>国際協調オーバーサイトの一部</u>に参画している²⁶。</p>	<p>すでにこれまでも、一部の<u>オフショア決済システム</u>に対して<u>国際協調オーバーサイトを</u>実施しており、日本銀行も<u>これ</u>に参画している。</p>

改訂案	現行
<p><u>(2) 国内円決済への影響の大きさに応じたオーバーサイト</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>日本銀行は、<u>海外の円貨関連金融市場インフラ</u>に対するオーバーサイトを、国内円決済への影響の大きさに応じて実施しており、とくに<u>海外の円貨関連金融市場インフラ</u>における<u>清算・決済</u>等が予定どおり行われな場合国内の円決済に重大な影響を及ぼす蓋然性の高い<u>金融市場インフラ</u>に、<u>重点を置いている</u>。その際、国内の円決済に重大な影響を及ぼす蓋然性が高いかどうかの判断は、<u>金融市場インフラのシステミックな重要性に関する判断基準</u>（上記5.（2）参照）を参考に、<u>円貨または円建ての金融商品の取扱件数・金額、日系金融機関の参加状況および口座開設やサービスの提供などを通じたリンクを含む国内金融市場インフラ</u>との相互依存関係などを総合的に勘案して行っている²⁷。</p>	<p><u>(オフショア方針3. の以下の記述を移設・修正)</u></p> <p>（日本銀行は、<u>オフショア円決済システム</u>に対するオーバーサイトを、国内円決済への影響の大きさに応じて実施している。すなわち、その<u>オフショア円決済システム</u>における決済が予定どおり行われな場合に、<u>国内の円決済に重大な影響を及ぼす蓋然性の高い決済システム</u>にとくに<u>重点を置いてオーバーサイトを実施している</u>。その際、国内の円決済に重大な影響を及ぼす蓋然性が高いかどうかの判断は、<u>当該オフショア円決済システムが処理する円貨取引の規模（件数・金額）や国内円決済システムとの相互依存関係</u>などを総合的に勘案して行っている。）</p>
<p>国内の円決済に重大な影響を及ぼす蓋然性の高い<u>海外の資金決済システム</u>²⁸については、日本銀行は、<u>従来より、当該資金決済システムの運営者の所在地国の関係当局等とともに国際協調オーバーサイトの枠組みを構築し、これに参画している</u>。その際、</p>	<p><u>(オフショア方針3.（1）の以下の記述を移設・修正)</u></p> <p>（国内の円決済に重大な影響を及ぼす蓋然性の高い<u>オフショア円決済システム</u>に対しては、日本銀行は、<u>当該決済システムの運営者の所在</u>）</p>

改訂案	現行
<p>原則として国際基準を用いて適合状況を確認し、その安全性と効率性を評価している²⁹。こうした過程で、当該<u>資金決済システム</u>における決済の制度設計やリスク管理体制、運営状況等について改善の必要性が認められる場合には、日本銀行は、当該<u>資金決済システム</u>の運営者の所在地国の<u>関係当局等と協力して</u>、改善に向けた働きかけを<u>行っていく</u>³⁰。</p>	<p>地国の<u>中央銀行等をはじめとする関係中央銀行等</u>とともに国際協調オーバーサイトの枠組みを構築し、これに参画している。その際、原則として<u>国際的に受け入れられているオーバーサイトの基準</u>（国際基準）を用いて適合状況を確認し、その安全性と効率性を評価している。</p> <p>こうした過程で、当該決済システムにおける<u>円決済</u>の制度設計やリスク管理体制、運営状況等について改善の必要性が認められる場合には、日本銀行は、当該決済システムの運営者の所在地国の<u>中央銀行等をはじめとする関係中央銀行等</u>に対して、改善に向けた働きかけを<u>行うよう求めている</u>。</p>
<p><u>さらに、近年では、店頭デリバティブ取引について、2009年9月のG20ピッツバーグ・サミットでの合意を踏まえ、清算機関の利用の義務付けが推進されるなか、複数の通貨を扱う店頭デリバティブ取引の清算機関や取引情報蓄積機関の国際協調オーバーサイトの枠組みが構築されている。日本銀行は、そうした一部の清算機関の国際協調オーバーサイトに、主要な取引通貨を発行する中央銀行として参加しており³¹、今後も、円建ての金融商品</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改訂案	現行
<p><u>の取引について決済・清算および取引情報の蓄積を行う金融市場インフラに関し、国内の円決済に重大な影響を及ぼす蓋然性が高いものについては、必要に応じて、国際協調オーバーサイトの枠組みの構築を働きかけていく。</u></p>	
<p><u>国内円決済への影響が必ずしも大きくないその他の海外の円貨関連金融市場インフラ</u>については、日本銀行は、まず、当該金融市場インフラの運営者の所在地国の中央銀行等をはじめとする関係当局等により、適切なオーバーサイトが行われていることを確認する。そのうえで、規模等に応じ、必要な範囲で関係当局等から当該金融市場インフラの制度設計やリスク管理体制、運営状況等に関する情報を入手し、安全性と効率性の観点から当該金融市場インフラの現状、特性を把握する。また、このようなモニタリングを踏まえて、必要があれば関係当局等との間で意見交換を行う。</p>	<p>(オフショア方針3. (2)の以下の記述を移設・修正)</p> <p>(<u>その他のオフショア円決済システム</u>については、日本銀行は、まず、当該決済システムの運営者の所在地国の中央銀行等をはじめとする関係中央銀行等により、適切なオーバーサイトが行われていることを確認する。そのうえで、規模等に応じ、必要な範囲で関係中央銀行等から当該決済システムの制度設計やリスク管理体制、運営状況等に関する情報を入手し、安全性と効率性の観点から当該決済システムの現状、特性を把握する。また、このようなモニタリングを踏まえて、必要があれば関係中央銀行等との間で意見交換を行う。)</p>
<p>日本銀行は、今後とも<u>国際基準を尊重し、そのもとで関係当局等と密接に連携しつつ、海外の円貨関連金融市場インフラ</u>に対す</p>	<p>日本銀行は、今後とも関係中央銀行等と密接に連携しつつ、<u>オフショア円決済システム</u>に対する適切なオーバーサイトを行っ</p>

改訂案	現行
<p>る適切なオーバーサイトを行っていく方針である。<u>また、国内に所在する外貨の金融市場インフラに対する適切なオーバーサイトを</u>行っていくうえでも、同様に、<u>関係当局等との連携を図っていく（上記5.（4）参照）。</u></p>	<p>ていく方針である¹⁶。</p>
<p>それと同時に、日本銀行としては、<u>海外の円貨関連金融市場インフラ</u>に<u>関係する関係当局等</u>に対しても<u>国際基準の尊重</u>を期待している³²。たとえば、当該国において<u>海外の円貨関連金融市場インフラ</u>の稼働または設立の計画を確認した場合、<u>関係当局等</u>が速やかに日本銀行に連絡を行うことを望んでいる。また、<u>関係当局等</u>が、当該<u>金融市場インフラ</u>に関する情報交換や国際協調オーバーサイトの枠組みの構築に積極的に応じることを期待している。</p>	<p><u>（オフショア方針2.の以下の記述を移設・修正）</u></p> <p>それと同時に、日本銀行としては、<u>オフショア円決済システム</u>に<u>関係する他の中央銀行等</u>も<u>同原則を尊重</u>することを期待している。たとえば、当該国において<u>円決済システム</u>の稼働または設立の計画を確認した場合、<u>関係中央銀行等</u>が速やかに日本銀行に連絡を行うことを望んでいる。また、<u>関係中央銀行等</u>が、当該<u>決済システム</u>に関する情報交換や国際協調オーバーサイトの枠組みの構築に積極的に応じることを期待している。</p>
<p><u>7. 活動実績の公表</u></p>	<p><u>8. 活動実績の公表</u></p>
<p>日本銀行は、オーバーサイトの活動実績に基づき、わが国<u>金融市場インフラ</u>全体の現状評価、<u>当面とくに注視すべきリスクの種</u></p>	<p>日本銀行は、<u>上記</u>オーバーサイトの活動実績に基づき、わが国<u>決済システム</u>全体の現状評価や課題、あるいは個別の<u>決済システ</u></p>

改訂案	現行
<p>類・内容やその管理上の課題、あるいは個別の<u>金融市場インフラ</u>の課題のうちわが国経済全体にとって重要なもの等を取りまとめ、定期的にこれを公表していく方針である³³。また、海外の<u>金融市場インフラ</u>の動向やリスク管理等を巡る議論の潮流など、<u>金融市場インフラ</u>の安全性と効率性の確保に資する情報提供を随時行っていく考えである³⁴。</p>	<p>△の課題のうちわが国経済全体にとって重要なもの等を取りまとめ、定期的にこれを公表していく方針である¹⁷。また、海外の<u>決済システム</u>の動向やリスク管理等を巡る議論の潮流など、<u>決済システム</u>の安全性と効率性の確保に資する情報提供を随時行っていく考えである¹⁸。</p>
<p>また、日本銀行としては、上記の日本銀行による定期的な公表とは別に、システムックに<u>重要な金融市場インフラ</u>については、個々の<u>金融市場インフラ</u>の運営者自身が国際基準への適合状況を確認し、<u>国際基準に基づく情報開示</u>を行うとともに、必要に応じて<u>安全性と効率性</u>についての自己評価を行い、その結果を公表することが望ましいと考えている。<u>国際基準に基づく情報開示および自己評価</u>の公表は、透明性の向上を通じて、<u>金融市場インフラ</u>に対する市場の信認を高める効果をもつものと期待できる。市場の信認が高まれば、<u>金融市場インフラ</u>の利用拡大を通じて、<u>金融市場インフラ</u>の運営者や参加者にも一層の便益がもたらされる。また、リスク認識が関係者に広く共有されることを通じて、</p>	<p>また、日本銀行としては、上記の日本銀行による定期的な公表とは別に、「<u>システムックな影響の大きい決済システム</u>」について、個々の<u>決済システム</u>の運営者自身が国際基準への適合状況を確認し、<u>安全性と効率性</u>についての自己評価を行い、その結果を公表することが望ましいと考えている。自己評価の公表は、透明性の向上を通じて、<u>決済システム</u>に対する市場の信認を高める効果をもつものと期待できる。市場の信認が高まれば、<u>決済システム</u>の利用拡大を通じて、<u>決済システム</u>の運営者や参加者にも一層の便益がもたらされる。また、リスク認識が関係者に広く共有されることを通じて、<u>決済システム</u>のリスク管理手法が相乗的に向上していく効果も期待できる¹⁹。日本銀行も、こうした自己評価</p>

改訂案	現行
<p><u>金融市場インフラ</u>のリスク管理手法が相乗的に向上していく効果も期待できる³⁵。日本銀行も、こうした自己評価が国際基準の解釈や含意と整合的なものとなるよう、民間<u>金融市場インフラ</u>に協力していく。</p>	<p>が国際基準の解釈や含意と整合的なものとなるよう、民間<u>決済システム</u>に協力していく。</p>
<p>8. おわりに</p>	<p>9. おわりに</p>
<p><u>金融市場インフラ</u>に対するオーバーサイトの対象や手法は、<u>金融市場インフラ</u>の進化や構造変化、金融市場の変化やリスク管理手法の高度化等に応じて、時間とともに変化していく。日本銀行は、決済に関する新たな仕組みや決済サービスの動向の調査、<u>金融市場インフラ</u>に関する国際的な議論や先進的なリスク管理手法の調査・研究結果等を踏まえつつ、<u>金融市場インフラ</u>の運営者や参加者の深い理解や協力を得ながら、オーバーサイトの実効性を一段と高めていきたいと考えている。また、日本銀行みずからが提供する決済手段や<u>金融市場インフラ</u>について、さらなる安全性と効率性の確保に向けた取組みも強化していく考えである。これらの活動を基に、今後とも、<u>金融市場インフラ</u>の運営者や参加</p>	<p><u>決済システム</u>に対するオーバーサイトの対象や手法は、<u>決済システム</u>の進化や構造変化、金融市場の変化やリスク管理手法の高度化等に応じて、時間とともに変化していく。日本銀行は、決済に関する新たな仕組みや決済サービスの動向の調査、<u>決済システム</u>に関する国際的な議論や先進的なリスク管理手法の調査・研究結果等を踏まえつつ、<u>民間決済システム</u>の運営者や参加者の深い理解や協力を得ながら、オーバーサイトの実効性を一段と高めていきたいと考えている。また、日本銀行みずからが提供する決済手段や<u>決済システム</u>について、さらなる安全性と効率性の確保に向けた取組みも強化していく考えである。これらの活動を基に、今後とも、<u>決済システム</u>の運営者や参加者、<u>行政当局</u>を含む関係</p>

改訂案	現行
<p>者、<u>関係当局等を含む国内外の関係者と連携しつつ、わが国金融市場インフラ全体の安全性と効率性の確保に不断の努力を続けていく方針である。</u></p>	<p>者と連携しつつ、わが国<u>決済システム全体の安全性と効率性の確保に不断の努力を続けていく方針である。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(別添 1、2、3)</u></p>
<p><u>(別添 1、2)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改訂案	現行
脚注	脚注
<p>1 <u>金融市場インフラの定義については、国際決済銀行（「BIS」）支払・決済システム委員会・証券監督者国際機構「金融市場インフラのための原則」参照。同原則については後掲注 6 および該当する本文参照。「金融市場インフラ」の語は、個々のシステムを指す場合と、その集合体を指す場合とがあるが、本基本方針においては、基本的には、個々のシステムを指すものとして用いている。また、金融市場インフラのうち、証券集中保管機関と証券決済システムは、わが国を含め多くの国で、同一の金融市場インフラにおいて一体的に運営されていることから、本基本方針においては、「証券決済システム」の語を、証券集中保管機関を含むものとして用いることとする。なお、とくに断らない限り、資金決済システム、証券集中保管機関、証券決済システムおよび清算機関の総称として、「決済システム」の語を用いる。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>2 <u>これまで、中央銀行や金融市場インフラ関係者の間では、中</u></p>	<p>1 <u>oversight は、一般に「監視」、「監督」、「管理」と訳され</u></p>

改訂案	現行
<p>中央銀行が、各種<u>金融市場インフラ</u>に対して<u>行うモニタリング、評価、改善に向けた働きかけをオーバーサイト (oversight)</u>と呼ぶことが多かった。もともと、<u>オーバーサイト</u>という用語は、「監視」、「監督」、「管理」と訳されることが一般的であり、<u>監督者による金融市場インフラに対する監督 (supervision)</u>に<u>オーバーサイトの用語が当てられることも多い</u>。本基本方針で扱う「<u>オーバーサイト</u>」は、<u>日本銀行その他の中央銀行によって行われるオーバーサイトを前提に記述している</u>。</p>	<p>ることが多い。しかし、<u>決済システム</u>に関しては、<u>各国中央銀行や決済システム関係者の間では、「中央銀行が、各種民間決済システムに対してモニタリング、評価、改善に向けた働きかけを行う活動」をoversightと呼ぶことが定着している</u>。このため、本稿では、そのまま「<u>オーバーサイト</u>」という語を用いることとしている。</p>
<p><u>3 BIS 支払・決済システム委員会「中央銀行による支払・決済システムのオーバーサイト」(2005年5月、11頁参照)。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>2 資金の受払いと証券の受渡しを相互に条件付け、一方が行われない限り他方も行われなくようにすることにより、証券決済に伴う「元本の取りはぐれリスク」を削減する仕組みをいう。DVP (Delivery versus Payment) と呼ばれる。</u></p>
<p><u>4 各国中央銀行は、同委員会を中心に決済システムに関する調</u></p>	<p><u>(本文 4. (4) の以下の記述を移設・修正)</u></p>

改訂案	現行
<p>査・研究やオーバーサイトにかかる各国共通の指針の策定作業等を行っている。日本銀行も同委員会のメンバーとして、これらの活動に積極的に参画している。</p>	<p>また、各国中央銀行は、<u>BIS 支払・決済システム委員会</u>を中心に、<u>決済システムに関する調査・研究やオーバーサイトにかかる各国共通の指針の策定作業等</u>を行っている。日本銀行も同委員会のメンバーとして、これらの活動に積極的に参画している。</p>
<p><u>5</u> BIS 支払・決済システム委員会による報告書「システムミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル」（2001年1月）、<u>BIS 支払・決済システム委員会と証券監督者国際機構専門委員会による報告書「証券決済システムのための勧告」（2001年11月）</u>、<u>BIS 支払・決済システム委員会と証券監督者国際機構専門委員会による報告書「清算機関のための勧告」（2004年11月）</u>。</p>	<p><u>（本文 6. ②の以下の記述を移設・修正）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・BIS 支払・決済システム委員会による報告書「システムミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル」（2001年1月、別添1）</u> <u>・BIS 支払・決済システム委員会と証券監督者国際機構専門委員会による報告書「証券決済システムのための勧告」（2001年11月、別添2）</u> <u>・BIS 支払・決済システム委員会と証券監督者国際機構専門委員会による報告書「清算機関のための勧告」（2004年11月、別添3）</u>
<p><u>6</u> “ Principles for financial market infrastructures ” . http://www.bis.org/publ/cpss101a.pdf</p>	<p><u>（新設）</u></p>

改訂案	現行
7 「 <u>金融市場インフラのための原則</u> 」責務 D 参照。	<u>(新設)</u>
8 「 <u>金融市場インフラのための原則</u> 」1.8.参照。	<u>(新設)</u>
9 清算機関の機能については、日本銀行「 <u>決済システムレポート 2009</u> 」（2010年1月、15～16頁）を参照。	3 (不変)
10 <u>本基本方針</u> でいう「 <u>清算機関</u> 」とは、セントラルカウンターパーティ機能を有する仕組みをいう。セントラルカウンターパーティ機能とは、参加者間の債権債務関係を清算機関と各参加者の間の債権債務関係に置き換えて、決済を行うものである。その際、決済に先立って差引計算を行うことで、より少数の債権債務関係に整理するのが一般的である。	4 <u>本稿</u> でいう「 <u>清算機関</u> 」とは、セントラルカウンターパーティ機能を有する仕組みをいう。セントラルカウンターパーティ機能とは、参加者間の債権債務関係を清算機関と各参加者の間の債権債務関係に置き換えて、決済を行うものである。その際、決済に先立って差引計算を行うことで、より少数の債権債務関係に整理するのが一般的である。
11 「 <u>金融市場インフラのための原則</u> 」1.1.参照。	<u>(新設)</u>
12 <u>以下、金融市場インフラのシステミックリスクに関する記述については、主に決済システムを念頭に置いているが、取引情報蓄積機関も、清算機関やその参加者等とのシステム・ネット</u>	<u>(新設)</u>

改訂案	現行
<p><u>ワークを通じて、その業務に支障が生じた場合、影響が他の金融市場インフラに及ぶおそれがある（下記4.（1）参照）。</u></p>	
<p><u>13 英国やカナダのように、中央銀行が決済システムの直接の運営主体ではない例もある。</u>しかし、この場合も、決済手段として中央銀行当座預金を用いる決済システムについては、中央銀行がその制度設計や運営に深く関与している。</p>	<p><u>5 Bank of England や Bank of Canada など、ごく一部の中央銀行は、決済システムの直接の運営主体でない例がある。</u>しかし、この場合も、決済手段として中央銀行当座預金を用いる決済システムについては、中央銀行がその制度設計や運営に深く関与している。</p>
<p><u>（脚注 17 に移設・修正）</u></p>	<p><u>6 決済に関連しては、決済システム以外にも、取引成立後決済に至るまでの過程をサポートする様々なインフラが存在する。約定照合や取引情報蓄積などに関連する仕組み等がこれに当たる。これらの中には決済システムに大きな影響を及ぼすものもあるため、近年、各国中央銀行は、その動向を注視し、問題に応じた必要な対応が確保されるよう、強い関心を払っている。</u></p>
<p><u>14 オーバーサイトの具体的な手法等については、各国の金融制</u></p>	<p><u>7 （不変）</u></p>

改訂案	現行
<p>度や中央銀行制度等に応じて異なる面もある。</p>	
<p><u>(削除)</u></p>	<p>8 <u>日本銀行による「最後の貸し手」機能については、日本銀行「信用秩序維持のためのいわゆる特融等に関する4原則の適用について」に関する件（1999年5月）を参照。</u></p>
<p><u>15</u> 「流動性供給スキーム」とは、決済システムの参加者が決済不履行を生じさせた場合、決済システムの運営者が、銀行からの借入や証券の売却等により所要の資金を調達し、資金の立替払いを行うことで、連鎖的な決済不履行を回避するための仕組みである。「損失補填スキーム」とは、決済不履行の発生に伴い決済システムの運営者が被った損失や費用を、参加者が事前に差入れた担保の処分や事後的に行う資金拋出等により補填し、決済システムの運営者自体が破綻することを回避するための仕組みである。</p>	<p>9 （不変）</p>
<p><u>(本文5. (1)に移設・修正)</u></p>	<p>10 <u>同時に、日本銀行は、当座預金取引先である決済システムに対しては、日本銀行の業務を適切に実施し、その適切な実施に備える観点から、当該決済システムの業務および財産の状況に</u></p>

改訂案	現行
	<u>つき、必要に応じ、調査・助言等を行っている。</u>
<u>(削除)</u>	<u>11 BIS 支払・決済システム委員会とは、決済システムに関する政策課題を討議する中央銀行のフォーラムである。現在、世界 24 カ国・地域の中央銀行が参加している。</u>
<u>16</u> 証券決済システムや清算機関が取扱う取引にかかる資金決済には、資金決済を行うための勘定やコンピュータ・システムなどを証券決済システムや清算機関がみずから有する場合と、外部の資金決済システムや金融機関を利用して資金決済を行う場合とがある。	<u>12</u> (不変)
<u>(脚注 19 に移設・修正)</u>	<u>13</u> <u>ただし、システム的な影響が極めて大きい決済システムや先進的なリスク管理を行っている決済システムに対しては、その性質や内在するリスクの大きさに応じて、国際基準で求められる水準よりも高度なリスク管理を求めることがありうる。</u>
<u>17</u> <u>このほか決済に関連しては、「金融市場インフラのための原則」の対象には含まれていないが、取引成立後決済に至るまで</u>	<u>(脚注 6 の以下の記述を移設・修正)</u> 〔 <u>6</u> 決済に関連しては、決済システム以外にも、取引成立後決済に至る〕

改訂案	現行
<p>の過程をサポートする様々なインフラが存在する。これらの中には<u>約定照合システムや通信サービス提供者など、金融市場インフラ</u>に大きな影響を及ぼすものもあるため、近年、各国中央銀行は、その動向を注視し、問題に応じた必要な対応が確保されるよう、強い関心を払っている。</p>	<p>（<u>までの過程をサポートする様々なインフラが存在する。約定照合や取引情報蓄積などに関連する仕組み等がこれに当たる。これらの中には決済システムに大きな影響を及ぼすものもあるため、近年、各国中央銀行は、その動向を注視し、問題に応じた必要な対応が確保されるよう、強い関心を払っている。</u>）</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>14 これら国際基準については、今般の国際金融危機の教訓等を踏まえ、現在包括的な見直し作業が進められている（BIS 支払・決済システム委員会と証券監督者国際機構専門委員会によるプレス・リリース「CPSS と IOSCO による資金決済システム、証券決済システム、清算機関に関する基準の見直しについて」（2010年2月）参照）。</u></p>
<p><u>18 「金融市場インフラのための原則」1.14.、2.9.参照。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>19</u> ただし、システム的な<u>重要性</u>が極めて大きい<u>金融市場インフラ</u>や先進的なリスク管理を行っている<u>金融市場インフラ</u>に対しては、その性質や内在するリスクの大きさに応じて、国際基準で求められる水準よりも高度なリスク管理を求めること</p>	<p><u>(脚注 13 の以下の記述を移設・修正)</u></p> <p>（<u>13</u> ただし、システム的な<u>影響</u>が極めて大きい<u>決済システム</u>や先進的なリスク管理を行っている<u>決済システム</u>に対しては、その性質や内在するリスクの大きさに応じて、国際基準で求められる水準より</p>

改訂案	現行
がありうる。	〔 も高度なリスク管理を求めることがありうる。 〕
<p><u>また、システムミックに重要な金融市場インフラに該当しない金融市場インフラに対しても、その業務の特性に照らし、必要に応じて、国際基準の一部を参照し、ないしは適用方法を緩和しつつ評価し、改善に向けた働きかけを行うことがありうる。</u></p>	(新設)
<p><u>20 なお、従前の証券決済システム向けの国際基準である「証券決済システムのための勧告」のうち、市場全体に向けた一部の勧告（別添 1 参照）については引き続き有効であり、日本銀行は、当該勧告も用い、オーバーサイトを行っている。</u></p>	(新設)
<p><u>21 なお、日銀当座預金決済にとくに大きな影響を及ぼしうる資金決済システムに関しては、当該決済システムが決済やリスク管理の仕組み等を変更する場合には、日本銀行が必要に応じて承認や協議等の形で関与している。</u></p>	<p><u>15 ただし、日銀当座預金決済にとくに大きな影響を及ぼしうる資金決済システムに関しては、当該決済システムが決済やリスク管理の仕組み等を変更する場合には、日本銀行が必要に応じて承認や協議等の形で関与している。</u></p>
<p><u>22 「金融市場インフラのための原則」責務 E 参照。</u></p>	(新設)

改訂案	現行
<p><u>23 「金融市場インフラのための原則」 1.20.参照。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>24 「金融市場インフラのための原則」において、中央銀行は、「適用可能な限り、他のオーバーサイト対象のシステムと同様の厳格さで、自己のシステムにも同一の国際基準を適用すべき」（同原則 4.4.4）であるとされるとともに、「みずからが所有・運営する金融市場インフラと比較して、民間部門の金融市場インフラを不利な立場に置く、または不利な立場に置くと見られるような行動をとることを回避すべきである」（同原則 3.2.7）とされている。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>25 なお、金融商品取引法（156条の20の23）および資金決済に関する法律（86条）において、金融庁が金融商品取引清算機関および資金清算機関に対して処分を行う際に、日本銀行に対し、意見を求めることができるとされている。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>16 日本銀行は、本稿を補うものとして、オフショア円決済システムに対するオーバーサイトに関しても、「オフショア円決済</u></p>

改訂案	現行
	<p><u>システムに対する「オーバーサイト」の基本方針</u>（2010年5月）を公表している。</p>
<p>26 <u>日本銀行は、主要通貨間の外為取引を対象とするクロスボーダーの資金決済システムである CLS（Continuous Linked Settlement）や、主要なグローバル清算機関である LCH.Clearnet Ltd.の店頭金利スワップ清算業務（SwapClear）に対する協調オーバーサイトに参画している。なお、SWIFT（Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication）は国際基準における金融市場インフラには該当しないが、顧客送金等にかかる国際的なデータ通信サービスを金融機関等に提供しており、SWIFT のシステム運行等に支障が生じると、世界的に大きな影響が及ぶ。このため、主要国の中央銀行は SWIFT に対して協調オーバーサイトを実施しており、日本銀行もこれに参画している。</u></p>	<p>（オフショア方針 2. の以下の記述を移設・修正）</p> <p>（<u>実際にも、主要通貨間の外為取引を対象とするクロスボーダーの決済システムである CLS に対しては、すでに国際協調オーバーサイトの枠組みが構築され、日本銀行も参画している。</u>）</p> <p>（オフショア方針脚注 5 の以下の記述を移設・修正）</p> <p>5 <u>日本銀行は、SWIFT（Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication）に対する、主要国の中央銀行による国際的なオーバーサイトにも参画している。SWIFT は、顧客送金、銀行間振替や証券関連取引等にかかる国際的なデータ通信サービスを金融機関等に提供する組織である。すなわち、SWIFT は決済に至るまでの過程をサポートするインフラの一つであり、本稿でいう「決済システム」には該当しないため、厳密な意味で本稿でいう「オーバーサイト」の対象には当たらない。しかし、SWIFT のシステム運行等に支障が生じると、世界的に大きな影響が及ぶため、主要国の中央銀行は共同でモニタリ</u></p>

改訂案	現行
	〔 <u>ング、評価、働きかけを実施している。</u> 〕
<p><u>27 海外の円貨関連金融市場インフラのうち、円の資金決済システムについては、実務的な簡便性を踏まえ、過去1年間における1営業日当たりの円貨の取扱金額の平均値が5,000億円を超えるか否かを一つの目途として、国内の円決済への影響を判断する。なお、他の中央銀行においても実務上の数値基準を採用している例があり、米国連邦準備制度理事会では、オーバーサイトの対象を「今後12カ月間で、1日単位のグロスベースでの合計取扱金額が1日でも50億ドルを超えることが見込まれるシステム」(“Federal Reserve Policy on Payment System Risk” p.5)としている。また、欧州中央銀行とユーロ圏の各国中央銀行からなるユーロシステムでは、原則として域外でのユーロ決済を認めていないが、例外的に認められる場合のひとつとして、「過去12カ月の1日平均取扱い金額が、50億ユーロまたは中銀マネーで決済する銀行間決済システムの取扱高の0.2%のいずれか高い方を超えない場合」(“Eurosystem Oversight Policy Framework” p.10)としている。</u></p>	<p>(オフショア方針脚注6の以下の記述を移設・修正)</p> <p>〔<u>6 実際の判断に当たっては、実務的な簡便性等を踏まえ、過去1年間における1営業日当たりの円貨の取扱金額の平均値が5,000億円を超えるか否かを一つの目途とする。</u>〕</p>

改訂案	現行
<p><u>28 現時点において CLS がこれに該当する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>29 国内の円決済への影響が極めて大きい金融市場インフラや先進的なリスク管理を行っている金融市場インフラに対しては、その性質や内在するリスクの大きさに応じて、国際基準で求められる水準よりも高度なリスク管理を求めることがありうる。</u></p>	<p><u>(オフショア方針脚注 8 の以下の記述を移設・修正)</u></p> <p>(8 国内の円決済への影響が極めて大きい<u>オフショア円決済システム</u>や先進的なリスク管理を行っている<u>オフショア円決済システム</u>に対しては、その性質や内在するリスクの大きさに応じて、国際基準で求められる水準よりも高度なリスク管理を求めることがありうる。)</p>
<p><u>30 なお、国際協調オーバーサイトとは別に、国内の円決済の安全性と効率性を確保するため、国際基準が許容する範囲で、日本銀行が独自に改善に向けた働きかけを行うこともありうる。</u></p>	<p><u>(オフショア方針 3. (1) の以下の記述を移設・修正)</u></p> <p>(なお、国際協調オーバーサイトとは別に、国内の円決済の安全性と効率性を確保するため、「<u>国際協調オーバーサイトに関する原則</u>」が許容する範囲で、日本銀行が独自に改善に向けた働きかけを行うこともありうる。)</p>
<p><u>31 現時点において LCH.Clearnet Ltd.の店頭金利スワップ清算業務 (SwapClear) に対する協調オーバーサイトがこれに該当する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改訂案	現行
<p><u>32</u> <u>国際基準では、金融市場インフラの運営者の所在地国の関係当局等は、当該金融市場インフラが行う他国通貨建ての決済がシステミックに重要である場合において、当該金融市場インフラの決済の枠組みやそれに関する資金流動性リスク管理を評価する際には、決済対象となる当該通貨発行国の関係当局等の見解を考慮することを求めている。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>33</u> 主要国の一部中央銀行は、個々の民間<u>金融市場インフラ</u>が国際基準で求められている各原則を具体的にどの程度遵守しているかについて、中央銀行自身が行った評価の結果を公表している。これに対して、日本銀行は、個々の民間<u>金融市場インフラ</u>の国際基準の<u>適合状況</u>について、日本銀行による評価結果を個別具体的に公表することは現時点では想定していない。</p>	<p><u>17</u> 主要国の一部中央銀行は、個々の民間<u>決済システム</u>が国際基準で求められている各原則 <u>(または勧告)</u> を具体的にどの程度遵守しているかについて、中央銀行自身が行った評価の結果を公表している。これに対して、日本銀行は、個々の民間<u>決済システム</u>の国際基準の<u>遵守状況</u>について、日本銀行による評価結果を個別具体的に公表することは現時点では想定していない。<u>後述のとおり、日本銀行としては、各決済システムの運営者により自己評価の実施・公表が行われることが望ましいと考えている。</u></p>
<p><u>34</u> 日本銀行は、2006年3月以降、「決済システムレポート」</p>	<p><u>18</u> 日本銀行は、2006年3月以降、「決済システムレポート」</p>

改訂案	現行
<p>を公表し、わが国<u>金融市場インフラ</u>の動向や課題、<u>金融市場インフラ</u>を巡る国際的な潮流等を解説している。</p>	<p>を公表し、わが国<u>決済システム</u>の動向や課題、<u>決済システム</u>を巡る国際的な潮流等を解説している。</p>
<p>35 日本銀行も、みずから運営する日銀当座預金にかかる資金決済システムと国債決済システムについて、<u>国際基準への適合状況</u>の評価を行い、公表している。詳細は、日本銀行「資金決済システムの運営等についての国際基準に関する日本銀行の適合状況」（2003年7月）および日本銀行「「証券決済システムのための勧告」に基づくわが国の国債決済システムの自己評価」（2007年11月）参照。</p>	<p>19 日本銀行も、みずから運営する日銀当座預金にかかる資金決済システムと国債決済システムについて、<u>国際基準に基づく自己評価</u>を行い、公表している。詳細は、日本銀行「資金決済システムの運営等についての国際基準に関する日本銀行の適合状況」（2003年7月）および日本銀行「「証券決済システムのための勧告」に基づくわが国の国債決済システムの自己評価」（2007年11月）参照。</p>

改訂案	現行
<u>(本文 6. に移設・修正)</u>	<u>オフショア円決済システムに対する「オーバーサイト」の基本方針</u>